

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年7月6日 政策調整会議		
開 催 日 時	平成27年7月6日（月） 午前9時15分～午前9時45分		
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室		
出 席 者	神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、太田選挙管理委員会事務局参事（内田監査委員事務局長代理） （担当課） 宮村市長公室次長兼市政情報課長、佐藤政策企画課長、又賀同課専門員兼政策企画係長、同課同係山崎主事 （事務局） 関口政策企画課主幹兼課長補佐、同課政策企画係濱野主事		
会 議 内 容	1 朝霞市総合計画条例 2 朝霞市個人番号の利用に関する条例		
会 議 資 料	・朝霞市総合計画条例の概要 ・朝霞市個人番号の利用に関する条例の概要		
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	☒ 要点記録		
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項			

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市総合計画条例について

【説明】

（担当課：佐藤）

制定の理由は、平成23年5月に公布された地方自治法の改正により、同法第2条第4項に規定されていた、市町村に対する総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることの義務付けが、地域主権改革のもと削除されたからである。基本構想の策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、自治体の独自判断に委ねられることとなった。

本市では、平成25年10月に策定した第5次総合計画策定方針において、基本構想を議会の議決事項とするため必要な条例を制定すると位置付けた。これにより、本条例を9月議会に提出することとなった。

目的などについては、市の最上位計画であって、市民の意見を十分に反映させるための措置を講じ、総合的見地から策定することと規定している。また、個別の行政分野に関する計画との整合を図ることについても規定している。これまでの総合振興計画審議会条例は廃止し、審議会名を総合計画審議会に改称している。

審議会の委員構成等は、今までどおり20人以内で、市議会議員の委員、市の執行機関の委員、市内の公共的団体等の役員及び職員、知識経験を有する者、公募市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民と規定している。

公布の日から施行することを考えている。

【意見等】

（澤田都市建設部長）

条例第2条で、実施計画の定義が示されていないが問題ないか。

また、市民の意見を十分に反映させるための措置とは、具体的にどのようなことを想定しているか。

（担当課：佐藤）

総合計画条例は、他市の条例等を参考に作成しており、その中の実施計画部分について、どのように定義するか即答できないので、時間をいただきたい。

市民の意見を十分に反映させるための措置は、現在策定中である第5次総合計画においても、市民意識調査、市民懇談会、市民に対しての説明会等を開催していることから、同様のことを想定している。

（担当課：又賀）

実施計画を定義する話は、最終的な部分まで詰め切れていない。総合計画自体の構成を基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造にするかという議論は審議会の中でもあった。基本構想及び基本計画の2層構造で、基本計画の中に実施計画が含まれる場合などもある。そのため、定義部分と条例を規定する部分で齟齬が生じてしまっている。

(澤田都市建設部長)

それでは、第2条は将来、変わりうるということによろしいか。

(担当課：又賀)

まだ分らない。第2条の中に実施計画を定義すると決まれば、すぐに取り掛かれるので、人権庶務課文書法規係と再度、調整を図り対応する。

(神田市長公室長)

政策調整会議に諮る段階で、内容が詰めきれていないのはおかしい。再度、精査する必要があるため、継続審議とするが、他に意見等があれば、この段階でお願いしたい。

(内田市民環境部長)

第1条の目的の部分で、「もって」の表現が使われている。色々調べると、より高次の目的を定めるために「もって」の表現を使うということであったが、その後の句読点は必要ないと思う。

また、任期が当該諮問に係る審議が終了する日までの期間とされているが、計画を策定することだけを想定しているから、当該諮問という表現にしているのか。

(担当課：佐藤)

「もって」の後の句読点については、人権庶務課文書法規係と調整を行う。

当該諮問という形をとっているが、市長が審議会から諮問に係る審議をして答申をいただきたいとの意向を示していることから、このような形式にした。今までは、2年間という期間で審議していたが、今回の第5次総合計画でも長い期間を要し、ほぼ2年間掛かったことからこの期間に設定した。

(木村議会事務局長)

他市の状況も分かれば、教えていただきたい。

(担当課：佐藤)

地方自治法の改正により、各市の対応は、まちまちである。総合計画条例に位置付けて議会に提出している自治体、何も位置付けずに議会に諮る自治体、議会の議決を経ずに基本構想を策定している自治体などがある。朝霞市は、川越市の総合計画策定条例を参考とし、さらに先進的な取組をしている、府中市、武蔵野市などの条例も参考としている。近隣3市については、基本構想の策定期間が朝霞市よりも遅いことから、まだ着手していないとのことである。

(木村議会事務局長)

自治体によっては、議会側が条例を制定し、その中に基本構想や他の計画を入れ込むことがある。そういったことは、検討しないのか。

(担当課：佐藤)

議会側からということについては、これから情報収集に努める。

(神田市長公室長)

この件は、地方自治法で今まで規定されていた、総合計画の議決をどのように扱うかということである。市及び議会のどちらからも議会に議決を求める提案ができると解釈している。

以前、基地跡地利用計画の議決に関して、市長側から議決を求める条例を提案し、否

決を受けたという例があった。それについても、双方から提案ができる条文であったことから、今回も同様であると考えている。

(三田福祉部長)

任期の中で「当該諮問」という表現が使われているが、「当該」に当たる部分がない。通常、所掌事務の中で市長の諮問に応じたことを行うといった位置付けが、他の条例で使われているので、文言を人権庶務課と調整したほうがよい。

(担当課：佐藤)

人権庶務課と調整する。

(上野総務部長)

「総合計画」という名称に変更しているが、今までは「総合振興計画」という名称で予算計上がされている。委員報酬等も既に発生しているが、条例と予算との兼ね合いは引き継いでいけるのか。

(担当課：佐藤)

現在の総合振興計画審議会は、7月17日の審議会をもって終了する。そこまでが総合振興計画審議会委員という形で委員報酬等を支払うことになる。新たな審議会は、市長が、諮問するまで会議を開催しないので報酬等は発生しない。

(内田市民環境部長)

現在の総合計画はいつ議会に提案するのか。

(担当課：佐藤)

9月に総合計画条例で、基本構想の規定を設けて、基本計画の提案については、12月を予定している。

(三田福祉部長)

現在の審議会は、7月で任期が終わるということである。新たに作る総合計画の審議会は、予算がないことから任命しないということである。すると、この条例だと総合計画審議会からの意見を聴いた上で議会の議決を経ることになる。先ほどの話だと、委員がいない状態で議会に諮ることになるため、手続き上の問題はないのか。

(担当課：佐藤)

問題がないか、再度、人権庶務課と調整する。

【結果】

継続審議とし、再度、政策調整会議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市個人番号の利用に関する条例について

【説明】

(担当課：佐藤)

本条例は、平成27年10月5日に施行された、行政手続きにおける特定個人を識別

するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に関連する条例である。

番号法第9条では、社会保障、税、災害対策の分野に限定して、個人番号の利用や提供を認めており、番号法の別表第1、別表第2にそれぞれ事務を列挙している。

番号法では、市の独自事務に利用すること、同一機関内、市長部局内等で授受を行うことを条例に位置付けることで利用可能になることが規定されている。

平成26年6月から庁内関係各課と政策企画課がヒアリングなどで調整し、その結果、今回は、朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務について、規定することとした。こちらは、児童扶養手当給付制度と同時に申請するケースが多く、児童扶養手当は、番号法に規定する事務のため、添付書類を省略することができるが、ひとり親家庭等の医療費の支給については、添付書類が必要となることから、市民の利便性や事務の効率化などを考慮した結果、この条例に位置付けることで、添付書類の省略などを図りたい。

今後も、市の独自利用事務については、追加していくことが可能であるため、他市や国の動向等を注視し、付け加える項目があれば、条例を改正して、付け加えていく。今回は、この事務のみの独自利用、庁内連携ということで条例を制定したいと考えている。

【意見等】

(田中会計管理者)

いずれは、水道料金など、他の項目についても条例に入れ込む必要があると思うが、規則でここまで細かく規定する必要はあるのか。

(担当課：佐藤)

別表第1及び別表第2のように、全て網羅した形にしたため、規定せざるをえなかった状況である。今後の流れ次第で、内容の見直しが必要であれば、随時、対応していく。

(内田市民環境部長)

この事務の抽出手続きは、どこで行ったのか。

(担当課：佐藤)

事務の抽出は、政策企画課が中心になり、関係課とヒアリングを行った。その際、特定個人情報の関係で市政情報課長、システム関係で財産管理課長にも協力をいただいた。

(内田市民環境部長)

こういった場所で決定するのは今回が初めてですか。

(担当課：佐藤)

以前、策定方針を示しており、ひとり親家庭医療給付事務で利用することも、方針の中で示している。

【結果】

- ・原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】